

小城市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小城市広告掲載要綱（平成19年小城市告示第1号。以下「要綱」という。）に基づき、小城市（以下「市」という。）が、インターネット上に公開しているホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置等)

第2条 広告掲載の位置、枠数、種類は、次のとおりとする。

- (1) 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページ（以下「トップページ」という。）とする。
- (2) 広告の枠数は、8枠とする。
- (3) 広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横220ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEG（アニメーションGIF可）
- (3) データ容量 20KB以下

2 広告は、次の各号に掲げるものによる表現を制限する。

- (1) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現を用い、又はラジオボタン等を表示することにより、広告が、閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがあるもの。
- (2) 画像等が、高速で点滅し、振動し、又は明度差の強い反転表示をする等閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの。
- (3) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等機能しない画像等が含まれているもの。
- (4) その他市ホームページに掲載する広告の表現として適当でないと市長が認めるもの。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1月単位とし、当該広告を掲載する月の第1日から最終日までとする。

2 月の途中から掲載する場合は、最後の月において広告の掲載開始日に相当する日の前日までとする。ただし、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日までとする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1枠あたり月額5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告の募集は、市ホームページ、小城市広報紙等により行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、小城市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に次に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 業種及び広告内容により、資格免許証、諸証明書など広告掲載申込者の健全性を確認できる書類

(2) 掲載しようとする広告の原稿

2 市長は、前項の申込みがあったときは速やかに広告掲載の適否を決定し、小城市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

3 広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、市内に事業所等を有するものを優先する。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告原稿(広報掲載が決定した原稿をいう。以下「バナー」という。)を、広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに第3条に規定する規格で電子媒体により提出するものとする。

(広告原稿の修正)

第9条 市は、前条の規定により提出されたバナーの内容が第3条の規定に反すると認めるときは、広告主に対してバナーの修正を求めるこ

とができる。

- 2 前項の規定によるバナーの修正に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、原則として広告の掲載を開始する前に、広告掲載料の全額を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(広告の変更)

第11条 広告の掲載期間が複数月のときは、当該広告を原則として月単位で変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとするときは、あらかじめ市に協議するものとし、第8条の規定に準じてバナーを提出するものとする。

- 3 市は、前項の規定により提出された広告原稿に対し、第9条第1項の規定に準じて修正を求めることができる。

- 4 第2項に規定する広告原稿の作成及び前項の規定による広告原稿の修正に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(リンク先の変更)

第12条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して5日前までに、小城市ホームページ広告リンク先変更届出書(様式第3号)により、市に届け出るものとする。

(広告主の決定の取消し)

第13条 市長は、次の場合に広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明したとき。
- (4) 広告主が虚偽の申請をしたとき。
- (5) その他広告主が法令に違反した場合等で、広告を掲載することにより市ホームページの運営に支障があると認められるとき。

- 2 市は、前項の規定により、広告主の決定を取り消したときは、小城市ホームページ広告掲載決定取消通知書(様式第4号)により、当該

広告主に通知するものとする。

3 市は、第1項の規定により、広告主の決定を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付しているときは、広告の取り消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自分の都合により、広告の掲載を取下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取下げるときは、小城市ホームページ広告掲載取下げ届出書(様式第5号)により市に申し出なければならない。

3 市は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取り消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還するものとする。

4 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第15条 市は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、第5条の規定による広告掲載料について、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1月中で1日以内のときは、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、市のホームページの運営を一時停止した場合は、その広告料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が3日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第17条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、市と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告掲載については必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月10日から施行する。